

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を改定すること。（別表第一及び別表第二関係）

二 勤勉手当の額の改定

1 平成二十九年十二月期の支給割合を改定すること。（第一条の規定による改正後の秘書給与法第十五

条関係）

2 平成三十年以後の支給割合を改定すること。（第二条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関

係）

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二の2は、平成三十年四月一日から施行すること。

2 一及び二の1は、平成二十九年四月一日から適用すること。